



平成26年 4月25日

各 位

会社名 新田ゼラチン株式会社
代表者名 代表取締役社長 曾我 憲道
(コード番号：4977 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 佐々木 恒雄
管理本部長
電話番号 072(949)5381

株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、平成26年4月25日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成26年6月26日開催予定の当社第75期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションの導入について

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることと、中期経営計画の達成をより力強く推し進める目的で、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることにいたします。

2. 株式報酬型ストックオプションの内容

当社の取締役の報酬等の額は平成17年6月28日開催の当社第66期定時株主総会において、一事業年度あたり2億円以内（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬額とは別枠で、当社の企業価値を反映した株価と取締役の報酬との連動性を高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の業績を達成した場合には業績に応じて、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、一事業年度あたり1億円以内で付与するものであります。

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は200,000株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数2,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、当該払込金額は、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から40年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、募集事項を決定する取締役会において定める。

（ご参考）

当社は、本総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を取締役会決議により割り当てる予定です。

以 上